

令和5年5月23日

環境大臣

西村 明宏 殿

厚生労働大臣

加藤 勝信 殿

農林水産大臣

野村 哲郎 殿

東京都知事

小池 百合子

有機フッ素化合物対策の推進に関する緊急要望

P F O S (ペルフルオロオクタンスルホン酸) や P F O A (ペルフルオロオクタン酸) については、これまでに環境省等が行った調査において、局地的に比較的濃度の高い地点があることが判明している。

国は「P F A S (ペルフルオロアルキル及びポリフルオロアルキル化合物) に対する総合戦略検討専門家会議」を設置し、科学的な根拠に基づく P F A S に対する総合的な対応を検討するとともに、国民の安全・安心に資するため、分かりやすい情報発信を行うとしており、第1回の会議において、「国民への情報発信のためのQ&A集」の案を3月に示し、4月以降に公表するとしていたが、未だ示されていない。

都は、国際的な規制強化の動向を踏まえ、いち早く平成22年度から島しょを除く都内全地域の地下水の P F O S 等による検出状況を把握し、比較的濃度が高かった地点については、継続して測定している。令和3年度からは、要監視項目である P F O S 及び P F O A の調査を水質測定計画に位置付けて都内全域の状況把握を進め、関係各局で共有を図り、飲用井戸所有者には飲用を控えるよう助言を行っている。

また、国が水道水の暫定目標値を設定する以前から、浄水施設の管理・運用において、PFOS等に対応した都独自の水質検査を実施し、一部の水源井戸からの取水を停止するなどの対策を講じてきた。

さらに、都民に国内等で現在明らかになっているPFASに関する情報を伝えるため、令和5年5月1日から専用電話による相談を行っている。

しかし、都民の不安を払拭するためのより実効性のある対応や情報発信のためには、健康影響及び環境に関する評価や農作物への影響に対する科学的根拠に基づいた知見が早急に示される必要がある。

そこで、下記の内容について、緊急要望を行う。

記

- (1) PFASに対する最新の科学的知見等を踏まえ、健康影響及び環境に関する評価を明確にし、国民に分かりやすく示すこと。また、健康影響等が懸念される場合は、対策等もあわせて検討し、自治体への情報提供と必要な支援を行うこと
- (2) 「PFOS及びPFOAに関する対応の手引き（令和2年6月）」について、PFOS及びPFOAが局地的に検出される状況だけでなく、広域的に検出される状況においても、対応可能な実効性のある内容に見直すこと
- (3) 土壌中のPFASについて、令和5年度の早い時期に具体的な測定方法を自治体に示せるよう検討していくとしているが、早期に測定方法を確立するとともに、評価指標の設定や地下水の濃度低減に向けた措置等も示すこと
- (4) PFASの農畜産物等への影響を明らかにするとともに、必要な対策を速やかに検討すること